

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2、5 (略)</p> <p>6 この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法 <u>第二条第十八項</u>に規定する有価証券指数等先物取引をいう。</p> <p>7 この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引法 <u>第二条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引をいう。</p> <p>8 この法律において「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第 <u>二条第二十項</u>に規定する有価証券先物取引をいう。</p> <p>9 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取 引法<u>第二条第二十二項</u>に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をい う。</p> <p>10 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取 引法<u>第二条第二十三項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引をい う。</p> <p>11 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証 券取引法<u>第二条第二十四項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ 取引をいう。</p> <p>12、29 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2、5 (略)</p> <p>6 この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法 <u>第二条第十四項</u>に規定する有価証券指数等先物取引をいう。</p> <p>7 この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引法 <u>第二条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引をいう。</p> <p>8 この法律において「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第 <u>二条第十六項</u>に規定する有価証券先物取引をいう。</p> <p>9 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取 引法<u>第二条第十八項</u>に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をい う。</p> <p>10 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取 引法<u>第二条第十九項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引をい う。</p> <p>11 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証 券取引法<u>第二条第二十項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取 引をいう。</p> <p>12、29 (略)</p>

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 特定の有価証券等(有価証券、オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。))その他政令で定める資産又は有価証券指数(同条第十八項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。))その他政令で定める指数若しくは数値をいう。))に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 (略)

2 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。))に上場されている有価証券その他の総理府令で定める資産(以下「指定資産」という。))を除く()の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたとき

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 (略)

四 特定の有価証券等(有価証券、オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。))その他政令で定める資産又は有価証券指数(同条第十四項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。))その他政令で定める指数若しくは数値をいう。))に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 (略)

2 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(証券取引所(証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。))に上場されている有価証券その他の総理府令で定める資産(以下「指定資産」という。))を除く()の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたとき

は、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2
(略)

は、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2
(略)